

# <新旧対照表>マイ・ゴールドパートナー会員約款、マイ・ゴールドパートナーオンライントレード規程

2024年1月1日よりマイ・ゴールドパートナー会員約款、およびマイ・ゴールドパートナーオンライントレード規程を改定いたします。

下線部分が改訂箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
<b>マイ・ゴールドパートナー会員約款</b>	
<b>第2条(定義)</b>	<b>第2条(定義)</b>
10.「当日スポット購入」とは、会員が本契約に基づき、取引成約時点の弊社発表の小売価格をもって貴金属地金を購入する取引をいいます。	10.「当日スポット購入」とは、会員が本契約に基づき、貴金属地金を購入する取引をいいます。
13.「翌営業日価格スポット購入」とは、会員が本契約に基づき、取引成約日の翌営業日の弊社発表の小売価格をもって貴金属地金を購入する取引をいいます。	(新設)
14.～24.	13.～23.
25.「個々の取引」とは、本契約に基づき、会員が弊社との間で行う「当日スポット購入」、「翌営業日価格スポット購入」、「積立購入」、「現物引出し」、「市場売却受託サービス」、「等価金貨返還サービス」、「等価メタル変更サービス」、または「寄託口座変更サービス」をいいます。	24.「個々の取引」とは、本契約に基づき、会員が弊社との間で行う「当日スポット購入」、「積立購入」、「現物引出し」、「市場売却受託サービス」、「等価金貨返還サービス」、「等価メタル変更サービス」、または「寄託口座変更サービス」をいいます。
26.～37.	25.～36.
<b>第3条(本約款の内容)</b>	<b>第3条(本約款の内容)</b>
3.会員契約期間中の個々の取引について(第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、 <u>第25条</u> に規定)。	3.会員契約期間中の個々の取引について(第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条に規定)。
7.会員のご本人確認について(第8条、 <u>第23条</u> に規定)。	7.会員のご本人確認について(第8条、第22条に規定)。
8.契約の期末解約、中途解約、契約解除について(第26条、第27条、 <u>第28条</u> に規定)。	8.契約の期末解約、中途解約、契約解除について(第25条、第26条、第27条に規定)。
<b>第4条(本契約の締結方法および契約の成立)</b>	<b>第4条(本契約の締結方法および契約の成立)</b>
1.本契約の締結を希望されるお客様には、次のいずれかの方法によりお申込みいただけます。お申込み後、弊社によるお申込み内容の確認および弊社の手続きが完了した時点で、弊社からお客様宛に申込確認書を交付いたします。なお、お申込みにあたっては、お申込み方法に関わらず、第8条に従い、お客様のご本人確認等をさせていただきます。 1)書面によるお申込み 申込書(弊社が別途定める様式によるもの、以下同じ)に必要事項を記入し、ご署名ご捺印の上、その他必要書類とともに、弊社宛に特定記録郵便等にてご送付いただくか、または弊社直営店にご提出いただけます。なお、 <u>申込確認書は弊社より郵送いたします。</u> 2)本サイトによるお申込み 本サイトから、必要事項をご入力いただけます。 <u>申込確認書は弊社から送付するメールに記載されたマイ・ゴールドパートナー会員番号とお客様が設定されたパスワードを使用し、マイ・ゴールドパートナーオンライントレード(<a href="https://mgp.mmc.co.jp/mgp_web/">https://mgp.mmc.co.jp/mgp_web/</a>)にログイン後、「アカウント情報」の「申込確認書等ダウンロード」ページから会員様ご自身でダウンロードしていただけます。</u>	1.本契約の締結を希望されるお客様には、次のいずれかの方法によりお申込みいただけます。お申込み後、弊社によるお申込み内容の確認および弊社の手続きが完了した時点で、弊社からお客様宛に申込確認書を送付いたします。なお、お申込みにあたっては、お申込み方法に関わらず、第8条に従い、お客様のご本人確認等をさせていただきます。 1)書面によるお申込み 申込書(弊社が別途定める様式によるもの、以下同じ)に必要事項を記入し、ご署名ご捺印の上、その他必要書類とともに、弊社宛に特定記録郵便等にてご送付いただくか、または弊社直営店にご提出いただけます。 2)本サイトによるお申込み 本サイトから、必要事項をご入力いただけます。
<b>第5条(寄託の方法)</b>	<b>第5条(寄託の方法)</b>
1.消費寄託 会員が第15条、 <u>第16条</u> もしくは第22条に基づき消費寄託により弊社に貴金属地金を寄託する場合、 <u>第17条</u> に基づき積立購入を行う場合、または第17条の2に基づきボーナス月プラス積立購入もしくは月間スポット積立購入を行う場合、当該貴金属地金の寄託方法は、消費寄託となります。この場合、第18条から第22条までに定める個々の取引が実施されるときまで、または第26条から第28条までの定めにより会員契約期間が終了するときまで、会員が弊社に寄託する貴金属地金の所有権は弊社に帰属し、会員は弊社に対して同種、同等、同量の貴金属地金の返還請求権を有します。弊社は第18条、第26条または第27条の定めにより会員が現物引出しをご希望された場合、会員に対し、寄託された貴金属地金と同種、同等、同量のものをお引渡しします。なお、弊社は、消費寄託された当該貴金属地金の全部または一部を弊社が適切と判断する方法で運用させていただきます。 2.混蔵寄託 会員が第15条、第16条または第22条に基づき、貴金属地金(弊社が別途定めるものに限り、混蔵寄託について以下同じ)を混蔵寄託により寄託する場合、弊社は、当該貴金属地金を第18条、第19条または第22条に定める個々の取引が実施されるときまで、または第26条から第28条までの定めにより会員契約期間が終了するときまで、善良な管理者の注意をもって弊社が別途定める場所にて保管・管理します。貴金属地金の保管の方法は専用の金庫における混蔵保管となり、貴金属地金の所有権は会員に帰属しますが、会員の貴金属地金を弊社がお預かりする際に、バー・サイズ、バー・ナンバー等を特定しません。会員が、混蔵寄託していた貴金属地金をお引渡しされる場合は、同種、同等、同量の貴金属地金をお引渡しします。	1.消費寄託 会員が第15条、もしくは第21条に基づき消費寄託により弊社に貴金属地金を寄託する場合、第16条に基づき積立購入を行う場合、または第16条の2に基づきボーナス月プラス積立購入もしくは月間スポット積立購入を行う場合、当該貴金属地金の寄託方法は、消費寄託となります。この場合、第17条から第21条までに定める個々の取引が実施されるときまで、または第25条から第27条までの定めにより会員契約期間が終了するときまで、会員が弊社に寄託する貴金属地金の所有権は弊社に帰属し、会員は弊社に対して同種、同等、同量の貴金属地金の返還請求権を有します。弊社は第17条、第25条または第26条の定めにより会員が現物引出しをご希望された場合、会員に対し、寄託された貴金属地金と同種、同等、同量のものをお引渡しします。なお、弊社は、消費寄託された当該貴金属地金の全部または一部を弊社が適切と判断する方法で運用させていただきます。 2.混蔵寄託 会員が第15条、または第21条に基づき、貴金属地金(弊社が別途定めるものに限り、混蔵寄託について以下同じ)を混蔵寄託により寄託する場合、弊社は、当該貴金属地金を第17条、第18条または第21条に定める個々の取引が実施されるときまで、または第25条から第27条までの定めにより会員契約期間が終了するときまで、善良な管理者の注意をもって弊社が別途定める場所にて保管・管理します。貴金属地金の保管の方法は専用の金庫における混蔵保管となり、貴金属地金の所有権は会員に帰属しますが、会員の貴金属地金を弊社がお預かりする際に、バー・サイズ、バー・ナンバー等を特定しません。会員が、混蔵寄託していた貴金属地金をお引渡しされる場合は、同種、同等、同量の貴金属地金をお引渡しします。
<b>第11条(会員継続ボーナス)</b>	<b>第11条(会員継続ボーナス)</b>
1.以下の各号に該当する場合、会員は前項の適用を受けることはできません。 1)会員契約期間満了日以前に、第27条により、中途解約されるとき。 2)会員契約期間満了日以前に、第28条により、契約解除となるとき。	1.以下の各号に該当する場合、会員は前項の適用を受けることはできません。 1)会員契約期間満了日以前に、第26条により、中途解約されるとき。 2)会員契約期間満了日以前に、第27条により、契約解除となるとき。
<b>第12条(会員資格)</b>	<b>第12条(会員資格)</b>
3.弊社が、会員にお届けいただいている金融機関口座から、年会費または保管料を自動引落としできなかった場合は、弊社は会員資格を停止することができるものとします。ただし、第28条に基づく契約解除を妨げるものではありません。 4.会員が本契約または本約款の規定のいずれかに違反された場合は、弊社はその会員資格を停止することができるものとします。ただし、第28条に基づく契約解除を妨げるものではありません。	3.弊社が、会員にお届けいただいている金融機関口座から、年会費または保管料を自動引落としできなかった場合は、弊社は会員資格を停止することができるものとします。ただし、第27条に基づく契約解除を妨げるものではありません。 4.会員が本契約または本約款の規定のいずれかに違反された場合は、弊社はその会員資格を停止することができるものとします。ただし、第27条に基づく契約解除を妨げるものではありません。
<b>第14条(会員情報の管理)</b>	<b>第14条(会員情報の管理)</b>
本契約のお申込みにあたっては、お客様のお名前、現住所、電話番号、生年月日、引落金融機関口座、電子メールアドレス等をお知らせいただけます。また、本契約の締結後、弊社は、会員が購入された貴金属地金についての情報を管理します。これらの情報を取り扱うにあたっては、以下の各項に定める事項に配慮し、実行します。ただし、第24条に定める個人番号および法人番号については、同条に従って利用・管理するものとし、以下の各項は適用しません。	本契約のお申込みにあたっては、お客様のお名前、現住所、電話番号、生年月日、引落金融機関口座、電子メールアドレス等をお知らせいただけます。また、本契約の締結後、弊社は、会員が購入された貴金属地金についての情報を管理します。これらの情報を取り扱うにあたっては、以下の各項に定める事項に配慮し、実行します。ただし、第23条に定める個人番号および法人番号については、同条に従って利用・管理するものとし、以下の各項は適用しません。
<b>第15条(当日スポット購入)</b>	<b>第15条(当日スポット購入)</b>
1.会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、当日スポット購入をお申込みいただくことにより、 <u>お申込み日の翌営業日</u> に弊社に寄託するための貴金属地金を弊社より購入し、当該貴金属地金を消費寄託または混蔵寄託または本約款の規定のいずれかに違反された場合は、弊社はその会員資格を停止することができるものとします。ただし、第28条に基づく契約解除を妨げるものではありません。 2.貴金属地金の購入単位及び重量の上限は、弊社が別途定めるものとします。 3.2)お振込みの場合、お客様には弊社が指定する日時までに、代金を弊社が別途定める金融機関口座にお振込みいただけます。弊社にて入金確認後(金融機関が発行する振込明細書の提示では代替不可)、購入内容が記載された取引確認書を送付します。 <u>弊社が指定する日時までに購入代金の入金</u> が確認できない場合は、弊社は当該取引にかかる契約を解除することができます。	1.会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、当日スポット購入をお申込みいただくことにより、弊社に寄託するための貴金属地金を弊社より購入し、当該貴金属地金を消費寄託または混蔵寄託により、弊社に寄託することができます。購入のお申込みは、弊社がそのお申込みを承諾した時点で取引成約となります。貴金属地金の購入価格は、取引成約時点の弊社発表の小売価格となります。 ただし、会員が第26条に定める期末解約、第27条に定める中途解約を申込みされた場合は、会員契約期間終了の月の20日以降の当日スポット購入の受付はいたしません。 2.貴金属地金の購入単位は、弊社が別途定めるものとします。 3.2)お振込みの場合、お客様には弊社が指定する日時までに、代金を弊社が別途定める金融機関口座にお振込みいただけます。弊社にて入金確認後(金融機関が発行する振込明細書の提示では代替不可)、購入内容が記載された取引確認書を送付します。

<p>第16条(翌営業日価格スポット購入)</p> <p>1.会員は、弊社直営店、電話または弊社が別途定める方法で、翌営業日価格スポット購入をお申込みいただくことにより、お申込み日の翌営業日(ただし、本条第5項第1号の場合には翌々営業日)に弊社に寄託するための貴金属地金を弊社より購入し、当該貴金属地金を消費寄託または混蔵寄託により、弊社に寄託することができます。購入のお申込みは、弊社がそのお申込みを承諾した時点で取引成約となります。貴金属地金の購入価格は、取引成約日の翌営業日の弊社発表の小売価格(以下「翌営業日価格」という)となります。</p> <p>ただし、会員が第26条に定める期末解約、第27条に定める中途解約を申込みされた場合は、会員契約期間終了の月の20日以降の翌営業日価格スポット購入の受付はいたしません。</p> <p>2.貴金属地金の購入単位及び重量の下限は、弊社が別途定めるものとします。</p> <p>3.購入代金のお支払い方法は、取引成約時点の弊社発表の小売価格(以下本条において「仮価格」という)を、弊社が別途定める金融機関口座に、取引成約日にお振込みいただきます(振込手続きにかかる費用は会員のご負担となります)。</p> <p>4.取引成約日の16時までに仮価格の入金が確認できない場合は(金融機関が発行する振込明細書の提示では代替不可)、当該取引にかかる契約は解除となります。</p> <p>5.翌営業日価格が決定した後は、次のとおりとなります。</p> <p>1)仮価格が翌営業日価格未満である場合 仮価格が翌営業日価格に不足する分の金額(以下本条において「不足額」という)を、弊社が別途定める金融機関口座に、取引成約日の翌営業日にお振込みいただきます(振込手続きにかかる費用は会員のご負担となります)。弊社が不足額全額の入金確認を行った日の次の営業日に(金融機関が発行する振込明細書の提示では代替不可)、弊社から、購入内容が記載された取引確認書を送付します。取引成約日の翌営業日の16時までに不足額の入金が確認できない場合は(金融機関が発行する振込明細書の提示では代替不可)、弊社は当該取引にかかる契約を解除することができます。</p> <p>2)仮価格が翌営業日価格以上である場合 仮価格が翌営業日価格を超過した分の金額(ただし、振込手続きにかかる費用を控除したもの)は、弊社から会員へ返金します。取引成約日の翌営業日に、弊社から、購入内容が記載された取引確認書を送付します。</p> <p>6.前項第1号に基づき弊社が契約を解除した場合、弊社は、お振込みいただいた仮価格(ただし、振込手続きにかかる費用を控除したもの)を会員へ返金します。</p>	<p>第16条(翌営業日価格スポット購入)</p> <p>(新設)</p>
<p>第17条～第36条</p> <p>第16条新設による</p>	<p>第16条～第35条</p>
<p>第17条(積立購入)</p> <p>2.承諾</p>	<p>第16条(積立購入)</p> <p>2.受理</p>
<p>第17条の2(ボーナス月プラス積立購入および月間スポット積立購入)</p> <p>2.承諾</p>	<p>第16条の2(ボーナス月プラス積立購入および月間スポット積立購入)</p> <p>2.受理</p>
<p>第18条(現物引出し)</p> <p>1.～3.承諾</p>	<p>第17条(現物引出し)</p> <p>1.～3.受理</p>
<p>第19条(市場売却受託サービス)</p> <p>1.、3.、4.承諾</p>	<p>第18条(市場売却受託サービス)</p> <p>1.、3.、4.受理</p>
<p>第20条(等価金貨返還サービス)</p> <p>1.、3.承諾</p>	<p>第19条(等価金貨返還サービス)</p> <p>1.、3.受理</p>
<p>第21条(等価メタル変更サービス)</p> <p>1.、2.承諾</p>	<p>第20条(等価メタル変更サービス)</p> <p>1.、2.受理</p>
<p>第22条(寄託口座変更サービス)</p> <p>1.承諾</p>	<p>第21条(寄託口座変更サービス)</p> <p>1.受理</p>
<p>第24条(個人番号または法人番号)</p> <p>1.個人番号または法人番号の提供 平成28年1月1日以降に会員が、第19条から第21条および第25条から第29条に基づき、一度のサービス申込みで200万円を超える金地金またはプラチナ地金について、等価の金銭若しくは金貨での返還を受け、又は、別の種類の貴金属地金に変更される場合、本条第3項に定める目的のために、番号法、所得税法およびその関連法令の定めに従って会員のお名前、現住所および個人番号または法人番号を弊社が別途定める方法によりご提供いただきます。</p> <p>3.個人番号の利用目的 弊社は、会員よりご提供いただいた個人番号を第2条第37項に定める支払調書の作成事務以外の目的には利用しません。</p>	<p>第23条(個人番号または法人番号)</p> <p>1.個人番号または法人番号の提供 平成28年1月1日以降に会員が、第18条から第20条および第24条から第28条に基づき、一度のサービス申込みで200万円を超える金地金またはプラチナ地金について、等価の金銭若しくは金貨での返還を受け、又は、別の種類の貴金属地金に変更される場合、本条第3項に定める目的のために、番号法、所得税法およびその関連法令の定めに従って会員のお名前、現住所および個人番号または法人番号を弊社が別途定める方法によりご提供いただきます。</p> <p>3.個人番号の利用目的 弊社は、会員よりご提供いただいた個人番号を第2条第36項に定める支払調書の作成事務以外の目的には利用しません。</p>
<p>第25条(オンライントレード)</p> <p>第15条から第23条までに定める個々の取引及びサービス(ただし、第16条に定める翌営業日価格スポット購入は除く)について、会員がパーソナルコンピューター等の端末機からインターネットを通じて弊社が別途定めるホームページにアクセスした上でご利用される電子的取引については、弊社が別途定めるマイ・ゴールドパートナーオンライントレード規程に基づいて、行われるものとします。</p>	<p>第24条(オンライントレード)</p> <p>第15条から第22条までに定める個々の取引及びサービスについて、会員がパーソナルコンピューター等の端末機からインターネットを通じて弊社が別途定めるホームページにアクセスした上でご利用される電子的取引については、弊社が別途定めるマイ・ゴールドパートナーオンライントレード規程に基づいて、行われるものとします。</p>
<p>第26条(期末解約)</p> <p>2.前項により、会員が解約申込書で現物引出しをご希望された場合には、弊社は、会員契約期間満了月の翌月上旬に、会員から寄託を受けていた貴金属地金の全量(第18条に定める現物引出し可能貴金属地金の最低重量未満を除く)を、第18条に準じて会員にお引渡します。お引渡できない貴金属地金がある場合には、当該貴金属地金の返還に代えて、弊社は、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を、会員契約期間満了日の翌営業日に弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの)を、会員契約期間満了月翌月の第7営業日までにお届けいただいている金融機関口座にお振込みする方法により返還します。</p>	<p>第25条(期末解約)</p> <p>2.前項により、会員が解約申込書で現物引出しをご希望された場合には、弊社は、会員契約期間満了月の翌月上旬に、会員から寄託を受けていた貴金属地金の全量(第17条に定める現物引出し可能貴金属地金の最低重量未満を除く)を、第17条に準じて会員にお引渡します。お引渡できない貴金属地金がある場合には、当該貴金属地金の返還に代えて、弊社は、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を、会員契約期間満了日の翌営業日に弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの)を、会員契約期間満了月翌月の第7営業日までにお届けいただいている金融機関口座にお振込みする方法により返還します。</p>
<p>第27条(中途解約)</p> <p>2.前項により、会員が解約申込書で現物引出しをご希望された場合には、弊社は、弊社が会員から寄託を受ける貴金属地金の全量(第18条に定める現物引出し可能貴金属地金の最低重量未満を除く)を、第18条に準じて会員にお引渡します。お引渡できない貴金属地金がある場合には、当該貴金属地金の返還に代えて、弊社は、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を、会員契約期間終了の日の翌営業日に弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの)を、会員契約期間終了の月翌月の第7営業日以内にお届けいただいている金融機関口座にお振込みする方法により返還します。</p>	<p>第26条(中途解約)</p> <p>2.前項により、会員が解約申込書で現物引出しをご希望された場合には、弊社は、弊社が会員から寄託を受ける貴金属地金の全量(第17条に定める現物引出し可能貴金属地金の最低重量未満を除く)を、第17条に準じて会員にお引渡します。お引渡できない貴金属地金がある場合には、当該貴金属地金の返還に代えて、弊社は、当該貴金属地金と同種、同等、同量の貴金属地金を、会員契約期間終了の日の翌営業日に弊社が別途定めるところにより市場で売却し、弊社からその売却代金額相当の金銭(ただし、弊社が別途定める手数料相当額を控除したもの)を、会員契約期間終了の月翌月の第7営業日以内にお届けいただいている金融機関口座にお振込みする方法により返還します。</p>
<p>第28条(弊社による本契約の解除)</p> <p>1.6)第36条に定める本約款の変更にご同意いただけないとき。</p>	<p>第27条(弊社による本契約の解除)</p> <p>1.6)第35条に定める本約款の変更にご同意いただけないとき。</p>

<b>第31条(供託)</b> 第6条、第19条、第26条から第29条までのいずれかに従って貴金属地金に代えて返還する金銭について、弊社が会員にお支払いの手続きをしたにもかかわらず、会員のお受取りがなく相当期間を経過した場合は、会員に通知することなく当該金銭を東京法務局に供託することができるものとします。また、これにより、弊社の会員に対する一切の責任は終了するものとします。	<b>第30条(供託)</b> 第6条、第18条、第25条から第28条までのいずれかに従って貴金属地金に代えて返還する金銭について、弊社が会員にお支払いの手続きをしたにもかかわらず、会員のお受取りがなく相当期間を経過した場合は、会員に通知することなく当該金銭を東京法務局に供託することができるものとします。また、これにより、弊社の会員に対する一切の責任は終了するものとします。
<b>第34条(不可効力)</b> 3.本条に基づき、本契約を解除した場合、会員が弊社に寄託する貴金属地金および年会費等については第28条に準じて処理させていただきます。	<b>第33条(不可効力)</b> 3.本条に基づき、本契約を解除した場合、会員が弊社に寄託する貴金属地金および年会費等については第27条に準じて処理させていただきます。
<b>附則</b> 本約款は2024年1月1日より適用されるものとします。	<b>附則</b> 本約款は2022年12月1日より適用されるものとします。

改定後(新)	改定前(旧)
<b>マイ・ゴールドパートナー オンライントレード規程</b>	
<b>第1条(マイ・ゴールドパートナーオンライントレードとは)</b> マイ・ゴールドパートナーオンライントレード(以下「本サービス」という)とは、三菱マテリアル株式会社(以下「弊社」という)の「マイ・ゴールドパートナー」(以下「マイ・ゴールドパートナー」という)をご契約された会員がマイ・ゴールドパートナー会員約款第25条に基づき、パーソナルコンピュータ等の端末機からインターネットを通じて弊社のオンライントレード用ウェブサイト( <a href="http://mgp.mmc.co.jp/">http://mgp.mmc.co.jp/</a> )にアクセスする方法によりマイ・ゴールドパートナー会員約款(以下「約款」という)に定める個々の取引及びサービスの利用(ただし、翌営業日価格スポット購入は除く。以下まとめて「取引」という)などを行うことができるサービスであり、本規程は、会員の本サービス利用による取引、その他お手続きの方法等を定めるものです。なお、第2条に基づいて弊社が本サービスの利用を承諾したマイ・ゴールドパートナー会員をマイ・ゴールドパートナーオンライントレード会員(以下「OLT会員」という)といたします。	<b>第1条(マイ・ゴールドパートナーオンライントレードとは)</b> マイ・ゴールドパートナーオンライントレード(以下「本サービス」という)とは、三菱マテリアル株式会社(以下「弊社」という)の「マイ・ゴールドパートナー」(以下「マイ・ゴールドパートナー」という)をご契約された会員がマイ・ゴールドパートナー会員約款第24条に基づき、パーソナルコンピュータ等の端末機からインターネットを通じて弊社のオンライントレード用ウェブサイト( <a href="http://mgp.mmc.co.jp/">http://mgp.mmc.co.jp/</a> )にアクセスする方法によりマイ・ゴールドパートナー会員約款(以下「約款」という)に定める個々の取引及びサービスの利用(以下まとめて「取引」という)などを行うことができるサービスであり、本規程は、会員の本サービス利用による取引、その他お手続きの方法等を定めるものです。なお、第2条に基づいて弊社が本サービスの利用を承諾したマイ・ゴールドパートナー会員をマイ・ゴールドパートナーオンライントレード会員(以下「OLT会員」という)といたします。
<b>第11条(本サービスの停止または中止)</b> 1.1)約款第34条に定める事由、その他非常事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合	<b>第11条(本サービスの停止または中止)</b> 1.1)マイ・ゴールドパートナー会員約款第33条に定める事由、その他非常事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合
<b>第12条(免責事項)</b> 6.約款第34条に定める事由により生じた損害。	<b>第12条(免責事項)</b> 6.マイ・ゴールドパートナー会員約款第33条に定める事由により生じた損害。
<b>第17条(約款の準用)</b> 本規程に定めのない事項については、約款を適用します。	<b>第17条(約款の準用)</b> 本規程に定めのない事項については、マイ・ゴールドパートナー会員約款を適用します。
<b>附則</b> 本規程は2024年1月1日より適用されるものとします。	<b>附則</b> 本規程は2022年12月1日より適用されるものとします。